

議案第52号

かすみがうら市保健センター設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

かすみがうら市保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市保健センター設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

かすみがうら市保健センター設置及び管理に関する条例（平成17年かすみ
がうら市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
かすみがうら市保健センター	かすみがうら市宍倉5462番地

附 則

この条例は、かすみがうら市かすみがうらウエルネスプラザの設置及び管理
に関する条例（令和元年かすみがうら市条例第 号）の施行の日から施行する。